

水戸市集団資源回収の実施に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、資源物の再利用を促進し、ごみの減量を推進するため、集団資源回収の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 資源物 市内の家庭から排出される別表第1に定める品目のうち再生利用が可能なものとして市長が認めるものをいう。

(2) 集団資源回収 水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成12年水戸市条例第6号）第19条第2項に規定する集団資源回収をいう。

(集団資源回収実施団体の登録等)

第3条 集団資源回収を実施しようとする団体は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の対象となる団体は、次の各号に掲げる要件を満たす団体とする。

(1) 町内会、自治会、子ども会その他地域住民で組織された団体であること。

(2) 営利目的のための団体でないこと。

(3) 規約等を有する団体であること。

3 第1項の登録を受けようとする団体は、集団資源回収実施団体登録届出書（様式第1号）に集団資源回収実施計画書（様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出をした団体が第2項各号の要件を満たすものであるときは、当該団体を集団資源回収実施団体として登録するものとする。

5 集団資源回収実施団体は、集団資源回収実施団体登録届出書又は集団資源回収実施計画書の記載内容に変更があったときは、速やかに集団資源回収実施団体登録事項変更届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(集団資源回収による資源物の市長による収集等)

第4条 市長は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場所のうち、市長が適当と認めるもの（以下「指定場所」という。）において、集団資源回収による資源物の収集（以下「市長による収集」という。）を行うこととする。

(1) 集団資源回収実施団体が所有者又は管理者から使用の許可を得ている場所であること。

(2) 市長が安全に集団資源回収による資源物を収集することができる場所であること。

(3) 集団資源回収実施団体が集団資源回収による資源物を適正に保管することができる場所であること。

3 市長は、市長による収集をする日時について、集団資源回収実施団体の提出した集団資源回収実施計画書を基に決定するものとする。

4 集団資源回収実施団体は、集団資源回収による資源物を別表第1に定める品目ごとに分別し、前項の規定により決定する日時までの間、適切に保管しなければならない。

5 市長は、市長による収集を行うときは、資源物の重量及び数量の計測を行い、集団資源回収品目別集計表（様式第4号）を作成するものとする。

(用具等の支給又は貸与)

第5条 市長は、集団資源回収実施団体に対し、予算の範囲内において、別表第2に定めるとおり、集団資源回収のために使用する用具又は物品（以下「用具等」という。）の支給又は貸与（以下「支給等」という。）をするものとする。

2 集団資源回収実施団体は、支給等を受けようとするときは、集団資源回収を実施する日の14日前までに、市長に必要とする用具等の種類及び数量を申し出なければならない。

3 前項の申出があったときは、市長は、集団資源回収実施団体が集団資源回収を実施す

る前日までに、指定場所において支給等をするものとする。

- 4 支給等を受けた集団資源回収実施団体は、用具等を適正に管理し、用具等の破損、盗難等があった場合は、速やかに市長にその旨を報告しなければならない。

（報償金の支給）

第6条 市長は、市長による収集をしたときは、集団資源回収実施団体に対し、予算の範囲内において、報償金を支給するものとする。

- 2 報償金の額は、別表第1に定める品目の重量ごとに同表に定める報償金単価を乗じた額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、同表に換算重量の定めがある品目にあつては、当該換算重量を用いて算定した重量を用いるものとする。

- 3 市長は、支給する報償金の額を決定したときは、集団資源回収報償金交付決定通知書（様式第5号）により集団資源回収実施団体に通知するものとする。

- 4 次の各号に掲げる期間に実施された集団資源回収に係る報償金は、当該各号に定める月に支給するものとする。ただし、市長が特に認めるときにあつては、この限りでない。

（1）4月から7月まで 8月

（2）8月から11月まで 12月

（3）12月から翌年3月まで 翌年4月

（報償金の支給の決定の取消し等）

第7条 市長は、集団資源回収実施団体が偽りその他不正の手段により報償金の支給を受けたときは、当該報償金の支給に関する決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 2 集団資源回収実施団体は、前項の規定により報償金の支給の決定を取り消された場合において、既に報償金の支給を受けているときは、市長が指定する期日までに当該報償金を返還しなければならない。

（登録の抹消）

第8条 市長は、集団資源回収実施団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消できるものとする。

- （1）集団資源回収実施団体から集団資源回収実施団体登録廃止届出書（様式第6号）の提出があったとき。

（2）集団資源回収実施団体が解散したとき。

（3）集団資源回収を3年間実施しなかったとき。

（4）虚偽その他不正な手段により登録を受けたとき。

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないときと認めるとき。

- 2 支給等を受けている集団資源回収実施団体は、前項の規定による登録の抹消をされたときは、速やかに貸与を受けた用具等を市長に返還しなければならない。

（市長による命令）

第9条 市長は、必要と認めるときは、集団資源回収実施団体に対し、指定場所の変更その他集団資源回収の実施に関する必要な措置を命じることができる。

（補則）

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要項は、令和7年4月1日から施行する。

（水戸市集団資源物回収報償金支給要項の廃止）

- 2 水戸市集団資源物回収報償金支給要項（平成10年水戸市告示第33号）は、廃止する。

（水戸市集団資源物回収報償金支給要項の廃止に伴う経過措置）

- 3 この要項の施行の際現に前項の規定による廃止前の水戸市集団資源物回収報償金支給要項第4条第1項の規定による登録を受けている団体は、この要項の施行の日において、水戸市集団資源回収の実施に関する要項第3条の規定による登録を受けたものとみなす。

別表第 1（第 2 条，第 4 条，第 6 条関係）

品 目		換算重量	報償金単価
紙類	雑誌		1 キログラム 当たり 10 円
	新聞紙		
	ダンボール		
	紙パック		
布類			
びん類	1.8 リットル瓶	1.8 リットル瓶 1 本当たり 1 キログラム	
	ビール瓶	ビール瓶 1 本当たり 0.6 キログラム	
	空き瓶類	集団資源回収実施団体に貸与する回収 用の容器 1 個当たり 20 キログラム	
缶類	アルミ缶		
	スチール缶		
金属類	鉄くず		
	銅		
	真鍮		
	自転車		
	三輪車		
ポリケース		ポリケース 1 個当たり 2 キログラム	1 キログラム 当たり 10 円
バッテリー			
ペットボトル			1 キログラム 当たり 10 円
白色トレイ			
プラスチック製容器包装			

別表第 2（第 5 条関係）

用具等の種類	支給又は貸与の別	数量
ポリ袋（90リットル）	支給	原則40枚まで
雑袋	支給	原則10枚まで
大型ポリケース	貸与	原則 3 個まで
ポリケース（8本入り）	貸与	原則 1 個
ポリケース（20本入り）	貸与	原則 1 個

様式第 1 号(第 3 条関係)

集団資源回収実施団体登録届出書

年 月 日

水戸市長 様

団体名	フリガナ
代表者住所	〒□□□-□□□□
代表者氏名	フリガナ
電話番号	- -
F A X 番号	- -

集団資源回収の実施団体として登録を受けたいので、水戸市集団資源回収の実施に関する要項第 3 条第 3 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出します。

記

- 1 対象世帯数
- 世帯
- 2 希望する支援（□にチェックを入れてください。）
- ☐ 報償金の交付

☐ 用具等の支給

☐ 用具等の貸与

- 3 報償金受入口座（郵便局以外の金融機関を指定してください。）

金 融 機 関 名				本 支 店 名				
金融機関の種類及び本・支店の区分は該当を○で囲んでください。	フリガナ		1 銀行	フリガナ				
			2 信用金庫					
			3 信用組合					
			4 労働金庫					
			5 農協					
店番及び口座番号	店 番 号 (通帳で確認ください。)	普通 (総合口座も含まれます。)	口 座 番 号 (口座番号は右詰めで記入し、頭(左)部に空欄があるときは、空欄に「0」を記入してください。)					
口座名義人 (通帳で確認ください。)	フリガナ							

- 4 添付書類
- (1) 組織の規約等

(2) 報償金の振込先の預金通帳の写し（3 の内容を確認できる部分）

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第 2 号(第 3 条関係)

集団資源回収実施計画書

年 月 日

水戸市長 様

水戸市集団資源回収の実施に関する要項第 3 条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 団体名

2 集団資源回収の実施回数 年 回

3 資源物回収希望日

- ☐ 毎月第 回目の 曜日
- ☐ 奇数月第 回目の 曜日
- ☐ 偶数月第 回目の 曜日
- ☐ その他（自由記載）

※ 記載例

- ・ 偶数月第 2 回目の水曜日と 3 月の第 2 回目の水曜日
- ・ 7 月と 8 月を除いた第 1 回目の月曜日 など

様式第 3 号(第 3 条関係)

集団資源回収実施団体登録事項変更届出書

年 月 日

水戸市長 様

団体名	フリガナ
代表者住所	〒□□□-□□□□
代表者氏名	フリガナ
電話番号	— —
F A X 番号	— —

登録団体の登録事項を変更したいので、水戸市集団資源回収の実施に関する要項第 3 条第 5 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 登録事項の変更内容

2 実施計画の変更内容

3 報償金受入口座（変更がある場合のみ変更後の内容を記入すること。）

金 融 機 関 名				本 支 店 名			
金融機関の種類及び本・支店の区分は該当を○で囲んでください。	フリガナ		1 銀行	フリガナ			
			2 信用金庫				
			3 信用組合				
			4 労働金庫	1 本店			
			5 農協	2 支店			
店番及び口座番号	店 番 号 (通帳で確認ください。)	普通 (総合口座も含みます。)	口 座 番 号 (口座番号は右詰めで記入し、頭(左)部に空欄があるときは、空欄に「0」を記入してください。)				
口座名義人 (通帳で確認ください。)	フリガナ						

様式第 4 号(第 4 条関係)

集団資源回収品目別集計表

日付	年 月 日 分			
登録番号		班		担当者
団体名				

品名		計量数	換算重量	重量
紙類	雑誌	kg		kg
	新聞紙	kg		kg
	ダンボール	kg		kg
	紙パック	kg		kg
布類		kg		kg
びん類	1.8 リットル瓶	本	1 kg/本	kg
	ビール瓶	本	0.6kg/本	kg
	空き瓶類	個	20kg/個	kg
缶類	アルミ缶	kg		kg
	スチール缶	kg		kg
金属類	鉄くず	kg		kg
	銅	kg		kg
	真鍮	kg		kg
	自転車	24 インチ以上	台	20kg/台
		24 インチ未満	台	10kg/台
	三輪車	台	3 kg/台	kg
ポリケース		個	2 kg/個	kg
バッテリー		個	7 kg/個	kg
ペットボトル		kg		kg
白色トレイ		kg		kg
プラスチック製容器包装		kg		kg
			合計	kg

様式第 5 号（第 6 条関係）

集団資源回収報償金交付決定通知書

年 月 日

様

水戸市長

年度第 期分の集団資源回収の報償金の交付については、下記のとおり決定したので、水戸市集団資源回収の実施に関する要項第 6 条第 3 項の規定により通知します。

記

1 交付額 円

2 交付額算出内訳 （報償金単価） （報償金対象回収量） （支給額）
10 円/kg × kg = 円
（1 円未満の端数は切り捨て）

3 回収量内訳

区 分	総回収量（重量換算後）	左のうち、報償金対象回収量
年 月	kg	kg
年 月	kg	kg
年 月	kg	kg
年 月	kg	kg
計	kg	kg

※ 自転車，三輪車及びバッテリーは，報償金対象外

4 振込日

年 月 日（ ）予定

集団資源回収実施団体登録廃止届出書

年 月 日

水戸市長 様

団体名	フリガナ
代表者住所	〒□□□-□□□□
代表者氏名	フリガナ
電話番号	— —
F A X 番号	— —

集団資源回収実施団体の登録の抹消を希望しますので、下記のとおり届け出ます。

記

1 登録の抹消希望日 年 月 日付け

2 資源物の最終回収日 年 月 日 ()

※ 抹消希望日より後の日付を指定することはできませんので、御注意ください。

3 廃止理由